

## 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限に関して

制限付一般競争入札に参加するには、下記の「手持ち工事数」と「申込み制限数」の両方の条件を満たす必要があります。

- (1) 手持ち工事の定義(契約検査課及び水道部総務企画課の発注工事のみ対象)  
本年度の市内・準市内業者対象の一般競争入札で落札した案件で、完成検査が完了していないものを言います。  
なお、契約手続き中の案件、低入札価格調査中の案件、共同企業体の案件を含みます。
- (2) 手持ち工事数の制限(一般競争入札案件分のみ対象)  
【市内・準市内業者対象案件】  
手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。  
※ 市外業者参加可能案件については、手持ち工事数及び申込み件数の制限は適用しません。
- (3) 申し込み件数の制限  
同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

### 【同一公告日に申込みできる件数(市内・準市内業者対象工事)】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	3件	1件
1件	2件	申込みできません
2件	1件	
3件	申込みできません	

※市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

- (4) 留意事項
  - ① 「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は開札日現在です。  
(技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。)
  - ② 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。
  - ③ 指名競争入札案件は、手持ち工事の対象となりません。
  - ④ 共同企業体対象案件は代表者と構成員、それぞれ1件とカウントします。
  - ⑤ 令和8年度からの新規業者は、令和8年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。

## 工事成績評定結果による制限付一般競争入札への参加優遇・制限に関して

- ・工事成績評定結果80点以上の工事請負業者等  
評定結果を公表した日の翌月から6か月間、制限付一般競争入札に参加できる手持ち工事数及び申込み制限数を、技術者の専任配置できる範囲内で、それぞれ1件緩和(第2希望業種を除く)します。(ただし、優遇期間内に他の工事にて65点未満の評定結果に該当した場合は適用しません。)
- ・工事成績評定結果65点未満の工事請負業者等  
評定結果を公表した日の翌月から3か月間、参加を制限します。
- ・工事成績評定結果60点未満の工事請負業者等  
評定結果を公表した日の翌月から6か月間、参加を制限します。

### **低入札価格調査制度を適用した制限付一般競争入札に関して**

工事（水道部含む。）の完成検査の結果、70点未満の評定結果に該当した場合、その業者（共同企業体対象工事では構成員も含む）は、評定結果を公表した日の翌月から1年の間、低入札価格調査の対象となる建設工事の入札に参加することができません。

※本書は入札の申込み制限事項を中心に抜粋したものです。詳細につきましては、高槻市ホームページに掲載の入札契約制度のご案内 をご参照ください。また入札にあたっては、高槻市制限付一般競争入札実施要綱、案件ごとの制限付一般競争入札要綱なども必ずご確認ください。